

建築設備工事設計図書作成基準【概要】

■目的・概要

設計図面等の作成の効率化を図ることを目的に、建築設備工事の図面及び特記仕様書の作成にあたって、統一して使用する書式（用紙サイズや文字、線等）や表示方法（寸法の表示、記号等）について定めたものです。

■主な内容

- ・製図に用いる用紙、文字、線、尺度、寸法の表示、表示記号について
- ・C A Dによる製図のレイヤ分類等について
- ・図面等の順序、名称等について
- ・特記仕様書の記載事項等について
- ・改修工事、設計変更における図面等の作成について

■主に使用する時期

設計段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・この基準で示された書式や表示に基づき、設計図面等の作成を行います。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者に対する事項]

- ・官庁施設における建築設備工事の設計図書のうち、実施設計図面の作成に適用します。

【発】 【設】